

令和3年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

令和3年5月21日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 松崎栄二君
10番 丸昭君	11番 佐藤啓史君	12番 岩瀬洋男君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
教育長 岩瀬好央君	企画課長 高橋吉造君
財政課長 植村仁君	都市建設課長 川上行広君
観光商工課長 大森基彦君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君	議会係長 原隆宏君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決
議案第24号 工事請負契約の締結について

開 会

令和3年5月21日（金） 午前10時開会

○議長（黒川民雄君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会は

ここに成立いたしました。

これより、令和3年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（黒川民雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（黒川民雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、磯野典正議員及び岩瀬洋男議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（黒川民雄君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承を願います。

それでは日程第3、議案を上程いたします。議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） 皆さん、おはようございます。ただいま議題となりました議案第24号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、かつうら海中公園滞在型観光施設建設工事について、東武建設・石井建築事務所共同企業体、代表者、東京都墨田区向島1丁目33番12号、東武建設株式会社東京支店、専務取締役東京支店長、飯野秀夫と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の

請負に該当するため、議会の議決を求めようとするものでございます。

施工業者選定にあたっては、去る3月23日に設計施工一括発注方式による公募型プロポーザルの実施について公告をしたところ、1社からの申請があり、その後、5月7日に書類審査及び事業提案説明会を開催し、申請者からの説明を受けた上で、選定委員会における適正な審査を行い、5月10日に提案採用者として東武建設・石井建築事務所共同企業体を決定し、5月13日に消費税及び地方消費税3,636万円を加算した金額3億9,996万円で、仮契約をしたところでございます。

概要について申し上げますと、本案は、かつうら海中公園施設内の無料休憩所を滞在型観光施設に建て替える工事であり、実施設計、工事施工及び工事監理を一括で発注するものであります。

建替後の新たな施設は、鉄筋コンクリート造の3階建てとし、1階にカフェ及び物産品コーナー、2階に機械室、3階に温浴施設を計画しているところでございます。

本案を議決いただきました暁には、本契約を締結の上、直ちに設計に着手し、7月に工事着手、令和4年3月18日までの完了を目途に実施する予定でございます。

以上で、議案第24号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定をお守りいただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、各議員の発言は、それぞれ答弁を含め30分程度とされますよう協力をお願いを申し添えます。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） それでは、議案第24号について質問させていただきます。

事前にいただいた議案説明の資料として、工事請負契約の締結について、こちらの6番、事業の概要（2）としまして建築物の仕様、ここに、3階の温浴施設で一部温泉使用ということになっている点につきまして、以下5点について質問させていただきます。

1つ目、従来、当該施設は水道水を沸かして、これを循環利用するような計画でありましたけれども、このたび、これが温泉水使用という方針の転換について、この経緯と理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

2番目、ろ過循環施設などの仕様変更が、これに伴い発生するのでしょうか。変更が必要な場合について、どのような内容になるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

3点目、温泉水、こちらの調達方法をどのようにお考えか、お聞かせいただきたい。

4点目としまして、利用後の温泉水の処理方法について、お尋ねしたいと思っております。

5点目、これは入湯税の徴収対象となるのかということ。また、これに関連して利用者の負担、あるいは事業収益への影響ということを事前に通告とさせていただきますが、通告が先日の全員説明の前でしたので、この点については確認ということに変更させていただきたいと思っております。入湯税については、徴収の対象にはならないということではよろしいかどうか。

この5点について、御回答をお願いします。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） それでは、お答えいたします。まず1点目、当該施設でございますが、水道水を循環利用するというのが温泉水に変わったといった御質問、その経緯と理由とい

う御質問でございましたが、これは、この議会の場でもいろいろと御議論いただきまして、御意見等を頂戴したというふうに記憶してございます。

その中で、温泉を利用してはどうかといったような御意見もあったというふうに記憶してございますので、今回、発注仕様書に温泉や海水資源の活用の検討という項目を加えました。この結果、事業提案のほうで、温泉を利用できるような形で、提案があったということでございます。

ただ、この温泉をどのように使うかにつきましては、指定管理者に運営のほうをお任せする予定でおりますので、そのお考えによることであるというふうに考えております。

加えまして、屋内化の検討も御意見ございましたので、それも仕様書に記載させていただいたというところでございます。

2点目の、温泉を使うことによる仕様の変更でございますが、今、提案があった中では、源泉を使うのではなく、温泉を希釈して使うような提案になっております。ですので、これは温泉の質と量によりまして変わってくるのではないかとというふうに考えております。

例えば浄化槽を通すとか通さないとか、あるいは中継槽で一旦冷ますといったような設備の変更が必要になる。検討事項となるというふうに考えております。場合によっては配管を考えなければいけないとか、質によっては消毒の方法も考えなければいけないというふうに考えております。

続きまして、調達方法でございます。調達につきましては、敷地内の掘削ではなく、運搬を考えております。どこから、どれだけの量を調達するのかということにつきましては、これ営業の関係も出てきますので、これも指定管理者の考えによるところが大きいのではないかとというふうに思っております。

続きまして、温泉水の排水方法でございます。排水方法につきましては、温泉水は一度に流すわけではなく、循環させて、その中であふれたのを流すわけでございますが、まず、水温を下げる対応をとります。あと、他の雑排水と混入して排水するというのを考えております。ですので、水温は下がりますので、温度的には外気温と同じぐらいになるという回答をいただいておりますから、海水温と同程度になるというふうに考えております。

あと温泉成分でございますが、これにつきましては、浄化槽で除去可能という見解でございます。また、浄化槽を通さず、中継槽を経由する場合も考えられますので、それにつきましては、また別の対応が必要になってくるというふうに考えております。

いずれにしても、契約締結後、実施設計の段階で、環境に負荷をかけない検討が必要であるというふうに考えておりますし、指定管理者に対しましては、温泉が利用可能設備があるということと、あと環境に負荷をかけないような配慮をお願いするようなことが必要ではないかというふうに思っております。

続きまして、入湯税でございます。これについては、温泉は希釈して使用するつくりになっておりますが、これによっても、温泉法の届出が必要になるということを調べてございます。したがって、入湯税の課税対象にはなりません。

ただ、入湯税は利用者が負担しまして、経営者が特別徴収義務者となりまして、徴収と納付をするというものでございます。ですので、課税対象になります。足湯のほうも対象にはなりません。

ただ、足湯につきましては、実務提要によりますと、無料とか低料金で使っているところ、あるいは奢侈的性格が極めて希薄であるというようなところから、課税免除といったような対応が適当であるというふうに解するといったような実務提要上の規定がございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 御答弁ありがとうございます。今の御答弁の中で、追加というんでしょうか、質問させていただきましても、2番目に質問しました循環施設、その辺については、希釈して使うというようなことですが、計画仕様書の中には、一部温泉水とあるんですけれども、従来、全て水道水であったところを一部温泉水ということであれば、従来の水道水としても使う部分があるのか。要するに、ろ過循環のラインが、水道水ライン、あとは温泉水ラインとして仕分ける必要があるのかということをもう一度ちょっと確認させてください。

温泉水の調達方法については分かりました。運搬してきて、使用するということですが、この運搬というのは、その頻度、どのように考えているか、加えて教えてください。

温泉水の排水について、答弁の中にも、環境負荷に配慮するという言葉がございました。説明の中では、水温という部分を重視されているように伺いましたけれども、温泉というのは、その中にイオン成分というんでしょうか、金属とか、そのほかもろもろのものがあって初めて温泉ということになる。

この現地を見れば、目の前は深い入り江になっておりまして、ここは漁業者の磯根漁業といった場でもあります。特に貝類の蓄養漁業者などから聞きますと、貝類というのはpH値に敏感だということもあります。この辺が、磯根漁業等に影響が出ないように、検証と対策も含めて十分検討していただけたらと思います。意見として加えさせていただきます。

最後に申し上げました入湯税なんですけれども、先日の全員説明会の中では、この施設は、いわゆる洗い場、そういうものを備えない。お風呂ではありませんという説明がありました。にも関わらず、入湯税の対象ということになると、これは勝浦市の市税条例の141条に、入湯税についての記述はございますけれども、この条例の改定を伴うということで理解してよろしいかどうか。この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず1点目の、温泉水と水道水のラインでございますが、先日、議員全員説明会にお配りしました資料の中でも、特に3階部分、屋内のほうは温泉を使いました温浴施設、温水プールでございます。

外側がインフィニティプールということで、こちらは水道水を使うというふうに理解しておりますが、これにつきましては現在、まだ実施設計は行われておりません。まだ本契約に至っておりませんので。ですが、こういった形で使い分けるとしたら、ラインが必要になるのではないかというふうには考えております。

また、運搬の頻度でございます。これについては、2トン車とか4トン車で運ぶようなことが、提案としてはありました。ですので、ここも、どの程度、希釈するか。何トン入れて、何トンを毎日出すのかということは、これから決めていきますので、頻度につきましては、それによりまして対応することになるというふうに考えております。

あと、成分の話をお意見として頂戴いたしました。これについては、あそこに海の博物館が

あります。そこの調整が何かちょっとうまくいってなかったようなので、私も分館長と会って、いろいろと話をしています。分館長のほうも御意見がありますので、そこでも連絡を密にしながら、一番相談しやすいのは、そこかなというふうに思っております。そこだけとは限らないんですが、一番相談しやすいのはそこかなと思っておりますので、そういったようなところで、海中公園もそうですし、漁協もそうですが、そういったところと情報連携を密にしてやっていきたいというふうに思っております。

続きまして、入湯税の件でございます。まず、この件につきましては税務課、それから保健所のほうに確認しました。税務課の見解といたしましては、まず保健所の届出が必要だという、許可ですね。温泉法の許可が必要な施設につきましては、課税対象になるといったような見解でございましたので、保健所に確認しましたら、保健所のほうは届出が必要ですよというところがありましたので、税務課のほうとしても、対象施設になるというふうな見解を持っているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） どうもありがとうございます。3度目になりますけれども、最後の入湯税の件についてです。

保健所に届けて、その許可が必要なものが、すなわち入湯税の対象という解釈かと思えますけれども、勝浦市税条例の第141条をそのまま原文を読みますと、「入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入浴客に課する」と。ここと、先般の説明会であった「ここは浴場ではありません。お風呂ではないんです」という説明、ここについてちょっとそごを感じるんです。三度目の質問ですので、これ最後になりますけれども、その整合性というものについてのお考えをお伺いしたいのと、今後、それについては厳重に確認をいただきたいという意見を付して、最後の質問させていただきます。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。確かに全員説明会では、お風呂ではないという。要は、普通の何もつけずに入って、洗い場で体を洗って、出るといったような浴場ではありませんというような形で、御説明いたしたところでございます。

ちょっと私のほうの説明が足りなかった点につきましては、本当に申し訳なかったんですが、私としては、そういった一般に家庭でいうお風呂とは違う施設ですということをお知らせしたところでございます。

いずれにいたしましても、これにつきましては、先ほどの手続を経まして、保健所また税務課のほうに確認したところ、先ほど申し上げました対象となる施設であるといった見解が示されたところでございますので、これにつきましては、対象施設であるというふうに考えております。

全員説明会で、言葉が至らなかった点につきましては、大変申し訳ございませんでしたが、見解としては、そういう見解であるということでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 私からも第24号の工事請負契約の締結についてでございます。

先日、議会に対しまして、18日に全員説明会を行っていただきまして、詳細な説明がありました。今回は、東武建設と石井建築事務所の共同企業体ということでございますけれども、令和4年

3月18日までに引渡しという非常にタイトな工程の施設の工事が、これから行われるというところでございます。

説明会の中でお話がありました。今も、前段者からありましたが、温泉使用というところで、今、答弁の中になかったんですけど、どこからというところに関しては、計画としては、どこから運んでしようという計画でいるのか、お聞かせください。

あと、今後のスケジューリング、改めてお聞かせください。

18日の説明会で、担当課長からあった言葉で、非常に気になったのがあったんですが、「この事業は止めることはできないですよ。後戻りさせることもできません」というお話がありました。これについては、ちょっと市長のほうから答弁をいただきたいんですが、我々に対する説明会の中で、事業を止めること、後戻りさせることはできないという課長の答弁。であればと思ってしまいうんですけど、後戻りできないような事業であれば、もっとやっぱり議論を重ねてやってくるべき話ではなかったのかなど。

この勝浦市にとって、その箱をつくることというのが、本当に有益となるものなのか。地方創生整備拠点交付金の活用の方法など、十分に議論を重ねて、この地域の課題解決につなげるために活用すべきであると思っておりますというところなんです。

市長が、この工事請負契約の締結がなされて、今後の勝浦市にとって、この施設というものの影響、どういったものをもたらすかということに関して、お考えをお聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。初めに、大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。では私のほうから、最初の2点につきまして、お答え申し上げます。

まず、この温泉はどのように運搬してくるのかといった御質問でございます。これについては、今回の事業提案説明、事業提案では、特にどこから持ってくるといったような提案はございませんでした。こちらのほうから発注指示書によりまして、温泉の使用を検討といったような項目があったことから、温泉が使用できるといったような施設を考えて提案したというところでございます。

ただ、感覚といたしましては、温泉槽というところがございますので、2トン車あるいは4トン車で運んできて、そこに温泉を入れまして、そこからポンプアップして、1階と3階に送るというような考えであるということでございます。これについては実施設計の段階で、また確定してくるというふうなものでございます。

続きまして、スケジューリングでございます。スケジューリングにつきましては、本日、この議会におきまして、この議案、可決いただきました暁には、直ちに実施設計のほうに入るところでございます。

まずは調査の関係です。調査の関係を行いまして、あと解体の設計、それから本体工事の設計、これが6月30日をめどに行います。その後、調整期間を作ります。解体設計につきましては、6月30日をめどに完成しましたら解体のほうに入ると。

実施設計のほうは、7月末をめどに終了するといったようなことを考えております。

各種届出につきましても、その辺をめどに対応するというところで予定しております。

8月に入りましたら、直ちに本体工事を行いまして、最終的には3月18日に引渡しといったようなところでございます。その間、1階工事、2階工事、3階工事などを行っていく予定で

考えております。

先ほど私のほうも、これまた、おわびで大変申し訳ないんですが、議員説明会のほうで申し上げた内容でございますけども、これについては、この工事が始まってしまったら、タイトな日程で行わなければいけないので、そこでの工事の後戻りとか、あるいは止めるのをちょっとできないといったような意味で申し上げたところでございます。

工事が始まってしまって、例えば届出を失念してしまったために、そこで工事を一旦止めなきゃいけないとか、あるいは、指定管理者とか要望があつて、本来、出来上がったところをまた壊してやり直さなきゃいけない、そういったようなところはない。それが、止めるとか後戻りといった意味でございます。あくまでも、工事がスムーズに進むために監理していかなくちゃいけないといったような意味で申し上げたところでございます。

これにつきましても、誤解を生んだ表現がありましたら、大変申し訳ございませんでしたが、そういった意味で申し上げたというところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 残りの質問につきましては、私のほうから取りあえず答えさせていただきます。

ただいま担当課長のほうから説明がありましたとおり、この事業をやめること、また後戻りさせることはできないと発言したことに対しましては、今申し上げたように、担当課長の気概から発せられた言葉だというふうに感じておりますので、どうかその辺を御理解願いたいと思います。

それから、拠点整備交付金の交付決定を受け、予算も可決され、本事業が動き出している現状におきまして、なお立ち止まって、市にとって有益な箱物かどうかの協議を重ねていくという議員の発言があったわけでございますけれども、これにつきましては、かなり無理を強いる発言であるというふうに私は感じております。

議員も承知のとおり、拠点整備交付金は、施設等の整備や利活用の方針が明確に位置づけされているものが対象施設となっておりまして、本市が目的を持って申請した結果において、交付決定されたものでございますので、交付金の活用方法をこれから考えられるというものではございません。この辺については、御理解願いたいと思います。

それから、この工事請負契約の締結が、今後の勝浦市にとってどのような影響をもたらすのかとの御質問でございますが、観光に生きると言っても過言ではない本市でございます。観光資源は確かに多くあります。しかし、目玉がない。これが、本市の抱える大きな課題だと私は感じております。

この課題解決の端緒となるよう、本工事請負契約を締結しまして、進捗を図り、そして、海中公園周辺域も含めてリブライディングしていくということは、その波及効果を今後、地域全体に広げていくことは大変有益なことだと私は感じておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 温泉水に関しましては、これから実施設計の中で詳しくということでありましたので、承知いたしました。

今後のスケジューリングに関しましてですけども、そういったものを含めて、課長は、我々の

説明時に、事業を止めることはできない。後戻りさせることはできませんよというお話でしたという今、御回答だったんですが、実際に非常にタイトだと思うんです。

3月の議会の中でも、ちょっと確認をさせてもらいましたが、交付金を頂くにあたって、この工期が延びることは許されないんだというお話をされておりましたが、その辺に関しまして、しっかりとした業者との約束というのとはとれているものなのかどうかをお聞かせください。

それと今、副市長のほうから御説明がありました。後戻りというか、もう予算も通っていて、スタートしているのは分かっています。ただ、今、課長から説明があった、その言葉が気になったために、その下の文章があるということをお理解いただければと思います。

副市長のほうからも、観光、目玉がないというお話で、観光の拠点として、あそこに施設を建てるという思いで、この事業が進んでいると思いますけども、私自身は、ここで個人的な話をするのもどうかと思うんですけども、この地域にもっとたくさんの目玉となるものというのは、見つけ出せるものだと私は思っているんで、それに関しては、本来ならば市長から答弁いただきたいところです。答弁いただけるんであったら市長のほうから、もう一度、この施設に対する思いというのを聞かせていただければと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。議員御指摘のように通常のお考えですと、非常に厳しい工期であるというところは、私も確認しましたところ、それは理解しております。

ただ、今回この件に関しまして、まずはプロポーザルに際しまして、令和4年3月18日と工期を示した上で、こちらはプロポーザルのほうを公募しました。その結果、できますということで、この提案があったというふうにはまず理解しております。

またさらに、業者等も当然、プロポーザルで決まった後は確認もいたしました。その際に、この3月18日ということは、要は完成、施設が出来上がったのではなく、あくまでもこれは建築ですので、引渡しの期限ということですのでよろしいですかといったところ、それは向こうも理解していますというお答えでしたので、簡単に言いますと、もう2月中ぐらいには完成しないと、その後、完成検査がございますので、あと手直しもありますから、2月中ですよといったようなことは、考えとして持っているというふうには理解しております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 土屋市長。

○市長（土屋 元君） 今回の事業については、勝浦の観光振興で一番、長年懸案でありました夏季集中型から通年型観光への脱皮というのは、もう本当に昔から言われていることでございます。

それをするためには、野球場もそうですが、屋外でやるグラウンドから、室内野球場をつくって、いつでもできる、そういうふうな転換があったということと同じように、そういった、あるものの魅力づけをリフォームしていかなくちゃいけないと。

これはもう平成15年の拠点整備実施計画で、勝浦市がその当時から、もう海中公園、特に鵜原地区の活性化の一丁目一番地に海中公園のリフォーム、これを挙げていた。そういうようなことを、お金がないということも含めてですね。お金がない。予算が厳しいということで、ずっとそのまま、できなかったということございまして、やはり滞在型の施設をつくって、魅力アップしていく。

私は自然も人工物も、あるものをどうやって生かしていくか。自然は、このすばらしい勝浦のリアス式海岸と田園風景をまちづくりにどうやって生かしていくか。それから、ある人工物、こ

これは海中公園も、あるいは勝浦灯台も、ある人工物に対して、そこにもう一度目を向けて、魅力アップしていく。そして、特に自然の、理想郷も含めた、そういったリアス式海岸とか田園風景とか、そういった特徴をもう一度、生かしていくということが必要なもので、そのための起爆剤として、海中公園の再生計画で新たな、年間、お客様が来ていただけるといった施設が大きな起爆剤になっていくと。

そうすると、皆さんで、各地域があるものを生かす。あるものを生かすということが、やはり再生計画の一番の目玉でございますので、起爆剤は、そういった各地域の自然とか人工物に対して目が向いて、市民ともども、滞在型、勝浦に行けば、たくさんの楽しみができるという拠点づくりでネットワークをつくって、これからの勝浦をつくっていくきっかけになるというふうに信じていますので、やらせていただくということでございます。

自然も人工物も、あるものを生かしていくと。生かしていくということは、リフォームもしなくちゃいけないです。そういうことも含めて、今回の再生計画が勝浦市観光振興の起爆剤。ですから、朝市でも何でもあるものを、歴史的にあるものも、さらに生かしていくことに皆、気がついて、知恵を出してやっていくということにつながるというふうに思っております、そういった再生計画を、国が後押しして拠点整備交付金を交付してくれたと。

磯野議員は十分な議論が出せないという。また、今回のいろんな中で議員説明会をさせていただいて、議員の皆さんからも意見をいただき、市民の方からも意見をいただくような情報も入ってきて、できれば温泉を使えば、また一つ魅力アップが図れるのかなというような思いの中で、温泉プールという名前になった。そういうことも含めて、魅力アップを図っていくための拠点基盤施設として御理解いただいて、後押ししていただければと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私も議案第24号 工事請負契約の締結について質問いたします。前段者と質問がかぶっている部分もでございますので、一部取下げて質問いたします。

まず1点目、申請予定の県補助金について伺います。先般の全員説明会において担当課長のほうから、県補助金について申請予定であるということでございましたが、この補助金について、どういった補助金であって、どの程度の補助を見込んでいるのかということについて、お聞かせください。

次に、温泉使用の件について伺います。前段者のほうからも、温泉使用の場合の運搬方法であったり、運搬の場所であったり、質問がございましたが、端的に今後、指定管理者と打合せをしていくにあたって、年間どのくらいのコスト増を見込んでいるのかということをお聞きします。

また、指定管理者と協議にあたって、この温泉使用可能という部分について、どのように説明をしていく予定かということについて伺います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず1点目の、県の補助金の関係でございます。これは県のメニューの中に観光地魅力アップ整備事業補助金というのがございまして、具体的に申し上げますと、観光公衆トイレの整備などに充てられるものでございます。

補助率は、補助対象経費の3分の2以内。補助限度額につきましては、市町村が整備する場合につきましては、上限1,000万円まで出ます。

当該事業につきましては、国の交付金を活用しておりますので、対象とするかどうかといったような検討がなされておりました。令和2年度辺りから話はあったんですが、うまく話が噛み合わなかったようですけども、再度、こんな感じですが、どうですかといったことをお話ししましたところ、対象になるといったところから、取り急ぎ申請したものでございます。

まだ実施設計は完了してございませんので、基本設計のときの数値を使いまして、現段階では890万円を見込んでございます。

これにつきましては、また補正予算のほうに計上させていただく予定でございます。今回は間に合いませんでしたけども、予定で考えているところでございます。

続きまして、コスト増のところでございます。これにつきましては先ほど来、申し上げましたとおり、これ指定管理者の考えによるところが大きいと。どこから運んでくるか。どれだけの量を運んでくるかによるところが大きいと思います。現段階では、この辺のコスト増の推計等はしてございませんが、ただ考えられるとしたら、温泉の購入費というんですか。もし買う場合は買う。また、その運搬費といったところが負担になってくるというふうに考えております。

続きまして、この関係も指定管理者との協議でどのように説明していくかというところでございます。これは現在、検討しているところでございます。ただ、温泉を使うことができるというような設備があるということにつきましては、これは説明していかなければいけないというふうに思っております。

ただ、これを義務化することにつきましては現在、検討しているというところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） まず、県補助金について再度伺います。先ほど課長の御答弁で、観光地魅力アップ補助金で、トイレの整備に使うものであって、補助率は3分の2以内、上限が1,000万円ということであります。

で、890万円の補助を見込んでいるということですが、私もこれまで再三申し上げているとおり、本来であれば、海中公園は県の施設でもありますので、国と県と市が、それぞれ3分の1ずつ負担をしてもおかしくないというか、そうすべきであろう事業だと思います。

しかしながら、約4億円のうちの1,000万円に満たない額しか、補助が県から出ないということは、これはなぜなのでしょう。この辺について、どのような協議がなされて、こうした補助金の活用に至ったのかということについて、もう一度、御説明をいただきたいというふうに思います。

温泉水の使用に関してであります。これまで委員会であったり、議会の本会議の場で、温泉水であったり、海水を活用することによって、より魅力的な施設にすべきだという意見があったことは、私も承知しております。

しかしながら、先ほどの御答弁では、コスト増については、今のところ推計はしていないということ。また、指定管理者に対する説明も、これから決めていくということであると、通常考えて、温泉の使用をするということであれば、運搬等にかかなりのコスト増が見込まれるはず。これについては今後、指定管理者がこの条件を見たときに、応募しにくくなるんじゃないかという心配がございしますが、この点についてのお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私のほうからはまず、補助金の申請に至った経緯ということでございますが、今回、この施設を建設するにあたりまして、こういった補助金が使えますよといったようなところは協議をしているところでございます。

その中で、これは先ほど申し上げましたように国の交付金事業でもございますので、そこでの重複と申しますか、そういったところの調整が、うまく図られていなかったところから、今回それを調整しまして、頂けることになったというところでございます。

続きまして、温泉、海水の関係、コスト増に対して、応募しにくくなるといったようなお話でございましたが、確かに、これ運営するにあたりまして、当然その分のコストは見込まれますので、しにくくなるということは理解しているところでございます。そういったところも含めまして、公募する際には、きちんと説明をしていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） 私からは、県との補助金等の調整の件についてお話をさせていただきます。

昨年来、この事業にあたりまして、国のほうに相談するという過程の中で、もちろん県のほうにも、この事業についてのお話をしまして、協力を求めているところでございますが、今現在、県のほうからは、このトイレ等の補助金が交付できるとのことで、お話をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） まず、補助金についてであります。県のほうに協力を求めているということではありますが、今後、この事業に関しては、かつうら海中公園再生事業全体で考えたときに、今後の事業のためにも、より一層、強く県のほうに、事業に対する補助を求めていただく必要があると思いますので、この点について、お考えをもう一度お聞かせください。

また、温泉水の利用に関してなんですけれども、私は常にブログだったり、SNSでも情報発信しておりますとおり、この3月議会で決定したことでありますので、勝浦市議会の決議として非常に重要であるし、これはもう決定したことです。やはり議員として応援していかなきゃいけないというふうに思っております。会社であろうと学校であろうと、一部反対者があっても、全体で決まったことは、それに従っていくのが本義であろうと思います。

しかしながら、先ほど副市長のほうから御答弁で、この拠点整備交付金の条件として、コンセプトが明確であること。明確に位置づけされていることが条件であるという御答弁ありましたが、この5月の段階で、温泉水の使用に関しては指定管理者に任せる。つまり、決まっていないということですよ。コスト増が見込まれるということについても、コストの計算もしていないということは、本来であれば、私ももう手を挙げて賛成したいところでありますが、なかなか判断しづらい部分であると思います。

これは市長にお伺いしたいんですけれども、特にこの温泉使用に関しては、様々な御意見が議会の中であったのは事実です。私もそうできればいいというふうに思いますが、これを実現するにあたっては、やはりコストがかかります。

このコスト増に関しては、はっきりしないと、今後、指定管理者の選定の際に悪影響がある

と思うんです。これについて、議会で御意見があったとしても、執行部として、これはコスト増が見込まれるからできないんだよとか、現段階で、はっきりしたコンセプトが決まっていないのは問題だと思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。県との連携ということでございますが、この無料休憩所の整備はもちろんですが、その隣にビジターセンターの建物がございます。

関連ということでございますけども、このビジターセンターにつきましては、県が持っているところでございます。それを解体することは決定しているようですけども、その後の利用方法等を含めて、もちろん無料休憩所の件につきましても、今後いろんな形で連携、協力を求めていくつもりでございます。

県との連携については常に情報を交換して、今回のトイレの補助金につきましても、このような形で連携をとっていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、土屋市長。

○市長（土屋 元君） 今回の、新聞発表になっているのは、勝浦に新しい温水プール、当初の案は、狩野議員もそうでしたけど、最初、温水プールで考えていましたが、議員説明会をやっているうちに、やっぱり温泉がいいんじゃないのと。温泉のほうが、魅力アップがさらに図れるといった中で、掘削だ、運び湯だって、ありましたよね。

そういった中で、魅力アップのために皆さんからいただいた案を、温水より温泉のプールのほうが、やはり、いらっしゃる方には魅力あるんじゃないかな。そういったことの中で、温泉を運び湯でやるという方向に展開したわけです。魅力アップするために温水から温泉にしたということでございますし、今回、事業者は、ほかでも事例があります。そういった中では調べてありますが、運び湯で、さらに魅力アップさせるような仕掛けを指定管理者に考えていただいて、応募していただくということが、私の今の在り方だと思います。

これはやはり議員の皆さんから出た、温水より温泉というような魅力アップを図って、変更した。ですから、基本的には温泉プールでいきたいと思っておりますが、場合によっては、温水が。温水や温泉の中で、今、温泉プールを厳守していただくところで、指定管理者を募っていきますが、そういった中で、魅力アップの中で、せっかくつくるのであれば、リフォームするのであれば、温泉プールを命題にして、PRして、今回の事業を成功させたいというふうに思っています。以上です。

○議長（黒川民雄君） 通告順により、次に、鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 私も24号、工事請負契約の締結について、質問させていただきます。前段者3人によりまして大体のできるもの内容については若干、理解できたところであります。私は前段者とはちょっと違う視点から、質問させていただきます。

というのは、今回の議案はあくまで工事の請負締結。要は工事請負というのは、工事の相手方がいて、また工事の予算額、契約金額があって、そしてどのようにこの事業が推進されるのかということになります。ですから、昨年12月議会で初めてこの基本設計予算が、500万円という予算が上がってきたのが、最初。その前に説明会がありましたが、議会としては最初、12月議会。そして3月議会では、4億円という予算額を計上してまいりました。

そういうことで、今回それに基づいて、契約金額が、4億円に対する99.99%の契約というこ

との金額になります。このことについて、私としては疑問が多くありましたので、質問をさせていただきます。

まず1点目、基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、これは12月の時点ですね、基本設計の中には、今後の発注方式として、実施設計はプロポーザル、工事発注は一般競争入札と明記されていました。それが今回の契約については、プロポーザルは既に行われておりますが、一括発注方式に変更されて実施をされています。いつ、どのような経緯で、これが一括発注になったのかということについて、お伺いします。時間が30分ということなので、あまり詳しいことは聞きませんが、その経過、経緯についてお伺いします。

2点目として、勝浦市においては、これまで分離発注方式ということで、建物等工事について入札を行うということをやってきました。これが、初めて一括発注方式による工事契約ということになります。予算額が4億円という巨額であるにも関わらず、一括発注のプロポーザルで行って、結果として参加事業者は1社のみであります。そしてその1社とは、これは随意契約になるわけですね。これに対して市長は、どのように考えているのかということをお伺いします。

3点目として、一括発注していることは最近、どこの自治体でも多く出てきているというのは事実です。これはインターネット等でやれば、すぐいろんな事例が出ていますが、千葉県またはこの近隣において、このようなことで自治体の事業を実施した経過があるのか。近隣の状況等について調査しているのかどうか。そして、これを初めて行うにあたって、やはりこれは、相当ノウハウがなければできない話でございますので、その辺の、勝浦市としてどんなものを参考に、これを行うことになったのか、お伺いします。

次に、設計会社と工事施工会社が、共同事業体として事業を行うことになります。しかし、そこに工事監理も含まれているということについて、これをどのように考えているのか。発注者である勝浦市としての、3つが一緒ですね。設計、実施設計と工事施工と工事監理、この3点セットが、この中に含まれていますが、通常であれば、工事監理というものは、分離発注であれば、設計者と、イコール工事発注、工事監理は、同じ会社がこれまでやっていますが、今回は3点が一緒の中で工事監理をやるとなると、これはもう全て、丸投げという形になっちゃうような気がしますので、勝浦市としても、この監理をする必要があると思います。その辺についての考えをお伺いします。

次に、1社参加のプロポーザルで決めたと。今回はいろんな部分を含めて、専門的知識のある方が審査員になるべきだと私は思っていましたので、その辺が公にできる部分、公にできない部分あると思いますので、お聞きするのは審査員の人数、そして外部審査員、これはやはり資格者が当然なるべきだと思いますので、外部の審査員があったのかどうか。これまで軽いプロポーザルであれば全部、庁内で決めちゃっているということは随分ありますけど、今回は4億円という巨額の中と、あとは設計を見られる人が入っているべきだというふうに私は思いますので、その辺について外部審査員があったのかどうかについてお伺いします。

そして、1社しか参加できなかった。しなかった。できなかったか分かりませんが、してこなかったんですが、通常でいえば、プロポーザルというのは複数の会社が提案をして、その中身を審査して、よりこの事業に適している会社等を選ぶのがプロポーザルであります。

ですから、今回は1社しかなかったことについて、それが適正に行われているとは考えます

が、1社だけのプロポーザルについて、どのように考えているのか、お伺いします。

そして、プロポーザルをやったときの選考委員からの質疑。これ、金額が4億円のうちの4万円しか下がってないと、ちょっと私は不思議なんです。その辺について、1社だから、これはもう当然、提案の段階から分かっていたんじゃないか。自分ところ1社しか出ないんだと。だから、これだけ強い契約金額を持ってきているんじゃないかと思います。そういうふうに疑っちゃうんです。疑いは別として、審査委員会の中では、そういう契約金額も含めて、どのような質疑が行われたのかについてお伺いします。

それと、やはり契約金額が4億円に対して、マイナス4万円だけ。しかも、工事監理費が当初の予定額より4万円、減額されているだけで、あとの設計費と施工費については、100%で予定価格、予定されています。工事の予定価格は85%が最低限だというふうなことの提案もありますので、その辺について、これはどのようにお考えになったのか。実はプロポーザル等は、相手と話し合いができるんですよ。ですから、市としては4億円という上限あるんで、いいでしょうという話になるかもしれませんが、その辺のことについては、相手方とは、提案がされた段階で、何か話があったのかも含めて、契約金額についてお伺いします。

次に、先ほど来から、指定管理者にいろいろ相談するとか今後、指定管理者と協議をすとかという話が、前段者の3人の中の質問で出てきましたが、指定管理者の選定方法、そしてまた維持管理運営の委託条件は今、どのように考えているのか。

話を聞くと、もう既に指定管理者が決まっているかのように受けちゃうんですよ。結局、温泉水を持ってくるにしても何にしても、指定管理者がもう決まっちゃっているかのような、何かそんな課長からの話もあるんで、まだこれは、もちろん決まってないと思いますが、委託条件、指定管理者を選定する方法と指定管理に対する委託の条件をどのように考えているのか、お伺いします。

今のと関連するんですが、説明会においては、実施設計と温泉水の運搬には、指定管理者の意向を反映させるといっていますよね。そうすると、いつ指定管理者が選定されるのかによって、この実施設計が上がるのは6月いっぱいですよ。その間に指定管理者とも、実施設計についても協議するという。これ、18日の説明会で課長、たしか言ったと思います。私はメモしてありますので。

そうすると、もう指定管理者をすぐに決めないと、おかしい。課長が言っていることは、ちょっと矛盾するんじゃないかなと私は思いますし、あとは温泉水を運ぶにあたって、実施設計の中で、ある程度ちゃんと設計していかないと、今後のコストの面にも大きく響くんじゃないかと思いますので、その辺についての考え方をお聞きします。ですから、いつまでに指定管理者を決めるのかということについてお伺いします。

それによっては、運営コストが大幅に変更になると、これ前段者の話でありましたが、その辺についてどのように考えているか。まだ分からないと思いますが、増えるのか。減ることはないと思いますが、増えるのかどうか。

そして最後に、この請負契約に関する企業等についての関係、これちょっとお伺いしておきたいんです。基本設計が石井建築事務所、これは熱海事業所。そして今回、ここの石井建築と東武建設ということですが、これは共同企業体で東京支店の話になります。

ここのところの、勝浦市における関連がどのようにあったのか。市というよりも、勝浦市

の企業との関連がある会社だと私は認識していますが、それについて、この2社とも勝浦市にある企業との関連があります。それはインターネット調べれば、明確に出てきますので、その辺について、市として、この1社しか出てこなかったプロポーザルについて、どのように見解を持っているか、お伺いしておきます。以上です。

○議長（黒川民雄君） 質疑の途中ではありますが、11時20分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） それでは私のほうから、お答えさせていただきます。まず、質問の2番目の、一括発注のプロポーザルで、結果として参加業者は1社で行われ、随意契約となることをどう考えるのか。それから質問の6番目、プロポーザルは、複数の提案の中から選考することが基本と思うが、1社のみ参加は適正であったのかどうか。この2問につきましては関連いたしますので、一括して私のほうから答えさせていただきます。

本建設事業につきましては、発注者として求める工事内容、それを実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案等を幅広く求めることから、設計施工一括発注方式を採用した次第でございます。

その選定を公募型プロポーザル方式で行うことにあたっては、1つとして、公平に参加できるという参加機会の確保。2番目として、ルールに基づく適正な手続としての公平性。それから事業者の提示金額が、発注者として明示された金額の範囲内である経済性が確保されていることだというふうに私は考えてございます。

誰もが参加できる公平な手続が行われ、その結果として、1社のみ応募だったとしても、それはただの結果論でございまして、有効で適法かつ適正な手続の上での執行であるというふうに私は考えてございます。以上でございます。

他の質問につきましては、担当課長のほうから答弁させます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川民雄君） 次に、大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） 私のほうから、残りの御質問に対しまして、お答え申し上げます。

まず1点目ですが、一般競争入札から一括発注方式に変更された経緯、そして時期でございますが、この事業につきましては令和2年度から繰越事業でございます。令和3年度中の完成というところから、非常に期間が短くなっているということで、いかに効率よくこの事業を実施するかが、まず問題になってきます。

そういったわけでございまして、効率化を図る意味と、あともう一つ、これは設計施工一括発注方式でございまして、それは、民間会社が保有しますノウハウとか特殊な技術、特殊な工法など新機軸を取り入れることも可能となりますことから、関係各課と協議しまして、この方法を採用したものでございます。

これにつきましては、3月19日に決裁をいただきまして、公募・公告したというところでございます。

続きまして、近隣自治体等のどういった実績があるかといった御質問ございました。今回の

設計施工一括発注方式、これ、いすみ市の事例を参考にいたしました。いすみ市は、この方法によりまして国吉中学校、建設しておりますし、いすみ市夷隅地域統合小学校建設事業、また市原市は防災庁舎の建設工事、あと東広島市の道の駅とか、Jヴィレッジ全天候型サッカー練習場新営工事、米沢市の市役所庁舎、そういった事業などがあります。

続きまして、工事監理に関しまして、同じ事業体ですけれども、それは勝浦市での工事監理どうなっているかといった御質問でございます。確かに今回につきましては、設計、施工、工事監理、一つの企業体で実施いたします。施工を担当しますのは東武建設で、設計と工事監理を担当するのは石井建築事務所がやりますが、これはいわゆる別の企業でございます。簡単に言いますと、縦割りというふうな感じというふうに思っております。

したがって、当然、工事監理に関しましては、建築士法の規定にのっとりまして、工事監理をしていただけるものというふうに考えております。

また、勝浦市につきましても、契約でこれから進めるにあたりまして、その最初に、適正に工事監理を行うよう指示を考えております。また、関係各課の協力によりまして、事業を遂行していこうというふうに考えております。

続きまして、プロポーザルの審査員の人数、外部審査員等の関係で御質問ございました。プロポーザル審査員につきましては、5名でございます。庁内のほうからは、企画課長になっていただきました。あとの4名でございますが、千葉県県の県土整備部、千葉銀行、千葉県観光物産協会、千葉工業大学にそれぞれ依頼して、委員のほうを出していただいたところでございます。

県土整備部につきましては、県の建設のほうを担っているということでありまして、また千葉銀行につきましては経営面とか経済面、あと観光物産協会のほうは観光とか物販の面もありますから、そういったところ、千葉工業大学は建築等、そういったところからの評価を期待したものでございます。

続きまして、選考審査会におけます質疑についてということでございます。主なものを、5名います。特に5人というわけじゃないんですが、5点出ささせていただきますと、まず、お客様のターゲット層をどの辺に置いているかといったような御質問ございました。その回答といたしまして、まずは若い方に来ていただく。若い人たちがいろんな意味で発信してもらおうといったようなところを期待しているといったような回答がございました。

続きまして、具体的なものを申し上げますと、1階のカフェの席数について、これは混み合っているけども、これで大丈夫なのか。ゆったり楽しむことが、できないのではないかとといったような御質問がございました。これに対する回答といたしまして、図面上は密に見えるが、実際はかなりゆったりしていますよと。提案者側につきましては、逆にもっと増やしたいと考えたところですよといったような回答がございました。

続きまして、施設のニーズについてでございますが、利用料について、海中公園、やや高いという評価を受けていると。利用料の設定、インバウンド、リピーターで、こういった施設で年間ニーズがあるのかといったような御質問がございました。これに対する回答といたしまして、温泉施設だから誘客できないということではなく、魅力あるものをつくり、環境さえあれば十分誘客できると、そのように判断し計画したという回答はございました。

もう2つ紹介します。インフィニティプールの効果について、インフィニティプール、湾が

入り組んでおりますので、プールのエッジと海が一体感を感じないではないかといった御質問がございました。これについては、確かに左右が山側になりますので、一体感が得られない。インフィニティプールじゃないのかといったような御質問ございましたが、海側、山側、3面のオーバー浴槽という形態を捉えているということで、そこでプールから水があふれていくという演出が、インフィニティの効果として得られるという回答がございました。

また浄化槽のサイズについて、浄化槽は既存浄化槽を使用するとのことですが、サイズについて算定される基準などあるのかといったような御質問がございました。これに対しまして、既存浄化槽が想定排水量に対して、新設しようとした排水量と同規模であったので、既存の施設を利用すると思えました。今後、漁協など利害関係者とは協議しながら決める必要があるというような回答があったところでございます。主なものは以上でございます。

続きまして、提案されている契約金額についてでございます。これにつきましては、こちらのほうから公告しました仕様に基きまして、事業提案者が保有するアイデア、技術を基に積算するというふうに考えておりますので、その責任におきまして、適正に積算されているものと考えます。

また、これに対して減額についての話合いがあったかということでございますが、まだ本契約もしておりませんので、特に話合いにつきましては、今のところは、ないということでございます。まだ本契約前でございますので。

続きまして、指定管理者の関係でございます。選定方法と維持管理、運営の委託条件をどのようにということでございます。これについては条例制定が必要となりますので、これを6月議会に提案すべく、条例案を作成している最中でございます。

選定方法については、具体的なことはまだ決まっておりませんが、担当の考えといたしましては、これについては別の要綱を制定して、制定委員につきましては外部から招聘したいと考えております。当然、庁内からも選出いたしますが、外部からの委員も、できれば招聘したいというのは、これはまだ考えでございますが、そう考えております。

委託条件につきましては、全面的な委託を考えております。当然これリスク分担ということがかかってきますが、これについては、これから検討していくこととなります。これについて、まだ全く白紙の状態でございますので、決まっていないということになります。

続きまして、実施設計に指定管理者の意向を反映させるといったような御説明、これについても、私のほうの言葉が足りなくて申し訳ございませんでしたが、6月に議案を上程してから始めますので、当然のことながら、指定管理が決まるのはさらに先ということで、実施設計完了には間に合わないということは、確かにそのとおりでございます。私の意図といたしましては、これは早めに決めて、手直しできるところを手直し、反映させようという意味で言ったものでございまして、これから実施設計するにあたりまして、運営管理者が決まっていないので、誰になるか分かりませんが、そこを反映させるといったような意味ではございません。あくまでも決まってから、手直しできるところは反映させたいといったような意味でございます。

いつまでに指定管理者を決定するのかといったような御質問がございました。これにつきましては、6月定例会に議案を提案いたしますので、そこから選定作業に入りましても、早くても9月の議会に指定の議案を提出できればと考えております。これはあくまでも希望として考えております。ただ、今後のことを考えますと、早期に対応する必要があるということを考えて

ております。観光商工課は、これから夏に入りますと、業務が多くなりますが、頑張っていきたいというふうに思っております。

続きまして、基本設計から変更となった事業概要に対する運営コストの変更額についてでございますが、これについては、基本設計と違ったところにつきましては、屋内化とか、あるいは温泉利用が可能となっております。運営コスト、実際にこのコストでございますが、それは推計中というところでございます。ただ、機密性が保たれますので、それに関連した経費は抑えられると思いますが、今度、全開放型サッシをつけますので、そのメンテナンス、これはかかってくると思いますから、そこでのコストは増えるというふうに考えております。

続きまして、最後の御質問でございます。今回の共同企業体が、まず市との関わり合いでございますが、石井建築事務所につきましては、御承知のとおり基本設計のプロポに参加していただいておりますので、それで関連がございます。あと東武につきましては、すみません。私、資料はないんですが、恐らく、私の記憶では、市とは関係はないというふうに考えております。また、市内の企業との関係があるのではないかとといった御質問ございましたが、こちらのほうとしては、そういったことは確認しておりません。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 30分だと、あと5分しかないんで。一定のお答えはもらいました。じゃ、確認してないという最後の問題について、早速、終わったら、インターネットで調べてください。三日月ホテルと東武建設株式会社、これを2つ入れると、出てきます。

私の調べた範囲では、きぬ川ホテル三日月ガーデンスパ増改築が、設計が石井建築事務所、施工が東武建築株式会社。ただし、石井建築事務所については東京事務所です。これ東京事務所と熱海事務所、関連会社です。

あと、もう一点の龍宮城スパ三日月富士見亭、これの設計が石井建築事務所であります。これはあくまで、そういうことでということなんで、これに対して見解は求めません。

ただ、そういう事実があって、今回の提案について、この2社のみが参加したということについて、いささか、これがどうのこうの言っても始まりませんが、私としては非常に疑問があるというところで、答弁は要りません。そういうことであります。

あと契約金額について、やはりこれは1社しかなかったからというよりも、先ほども言いましたけど、1社しか、もう出られないような状況づくりが、ずっとされているような気がします。というのも、最初の基本設計から3月の契約までの、先ほども言いましたけど、これから先の建設のスパンも非常に短い中で、大変だと思いますよ。だから、その前の決定するまでの期間も、設計図書をつくるのにも、本来はあれだけの大規模な設計図書を一月や二月でつくれるもんじゃないというのを、私も専門家から聞いていますけど、そういうことをやってきて、今回に至っていますので、それも私としては疑問に感じているところです。これについても答弁要りません。

そして、先ほど出ました指定管理者、これは早くても9月議会に提案の議案だと。そして今、課長から説明があったのは、当初の説明のときも、指定管理者の意向とか、そういうものが入ってきているんですよ。もちろん議会で決定してないんで、決まってないんですが、この流れからいくと、そういう関連会社が市内にあるのかどうか。その辺の考え、市長、これをお答えいただければと思います。

先ほど前段者の質問にあった起爆剤にするんだということを承知しますよ、起爆剤。これが起爆剤になって、勝浦市の新しい観光の目玉ができて、それが有効に使われて、今、冷え切っている勝浦の観光が今後、取り戻せるのであれば、これは私も賛成します。

ただ、そここのところが、私としては疑問がある。なぜならば、3月議会で決定した4億円等の事業について、私は、自分の発行している議会の報告書で書かせてもらいました。市長も見てもらっていると思います。そこには詳細に数字を入れて書かせてもらいました。私は最初から、前回も言いましたけど、これはちゃんとした運営ができるものではないというふうな、これはあくまで個人的な考えですから、それはそれとして。この赤字が、どのように補填されていくのか。赤字を出さないということが、もちろん条件だと思います。でなければ、先ほど言った指定管理者を受けるにあたって、指定管理者がどこまでやるのか、はっきり決まってない中で、これ今回、提案されても実は困るんですよ。どこまでが指定管理の範囲で、予定しているのか。

ということは、コストの面で、指定管理が、新たにまた増えた温泉施設、温泉の運搬、これはどっちがやるんだよ。施設側がやるのか。それとも指定管理を受けた企業がやるのか。そこは、はっきり言ってもらわないと、協議というか、あれになりませんよね。決まった後から後からやられたんじゃ、これ、議会をどう考えているのかとなっちゃいます。

そこも含めて、市長にこれ、ぜひとも、そういうところを含めた形での話をもう一度聞いておかないと駄目だと思います。

まず一番最初にですね。30、過ぎちゃったか。

○議長（黒川民雄君） 続けてください。

○1番（鈴木克巳君） 時間過ぎちゃったんで。すみません。あと二、三分で終わりますので。

要はこの一連の事業について、市長が、最初に2億円が来ることになったその2億円を有効に使うということと、あと前段者であった、この海中公園は平成15年からの市の観光基本計画に基づいて、この海中公園を今回、最初に手をつけたといいますが、あれはあくまで海中展望塔だと私は何回も言いました。海中公園の海中展望塔を中心としたリニューアルだということなんで、今回のこの休憩所については、あの中に一切書かれていませんので。それが今、観光基本計画つくっている中では、今回は文面化されていきますから、そういうところを、前段者が言った、もうちょっと時間をかけてもよかったんじゃないかというところに落ち着きますので、時間がないので、個別には聞きません。市長、最後、答弁お願いします。

○議長（黒川民雄君） 土屋市長。

○市長（土屋 元君） 今回の海中公園再生拠点整備でございしますが、あくまでも指定管理者に、運びも含めて全部お願いすると。

指定管理を受けるということに対して、赤字補填をしない条件で指定管理を求めて、あくまでも黒字化を目指すということで、当初から考えた事業にするということでもあります。

もちろん、いろんな条件の中で、天変地異というものは、また別に考えていますよ。台風が連続して襲来するという、そこまでも全部考えてくれといたら、私はそういう未来に対しての状況というのは予測できませんけど、普通の状況である中で海中公園をやった場合は、黒字化を初年度から目指すという形の中で進めていくといった形を含めて、そういうことに立候補してくれる指定管理者と一緒に、指定管理をさせていくということでもあります。

海中公園全体が展望塔も、周りも含めて海中公園で、あの辺が指定されているわけですから、そういった中で、無料施設も一端を担っていることをございますから、展望塔だけが今回のリフォーム対象ではない。展望塔という全体の中、海中公園の中のといったものは、海中公園の再生計画であるということで御理解いただきたいと思ひますし、こういった中で、当時、私たちは子どものときは行川アイランドもありません。海中公園もありません。

そういったことも含めて、そういう起爆剤、再生。先ほど言ひましたように、自然も人工物も命を吹き込んで、新たな再生するという中で今回の今回、人工物の改修、あるいは建替えということで御理解いただき、起爆剤として。これ起爆剤ですから、周辺の観光、それから全体の振興につながるようにやっていくということでございます。どうぞ御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。どうぞ。

○1番（鈴木克巳君） 前段者も、そういつていました。市長の今の思ひも分かりました。

市長はいろんな部分で、今回のこの海中公園の整備計画は、勝浦市の観光の起爆剤だということで、本当にそれがそうなつてほしいものであります。私は、自爆剤にならないように、ぜひとも頑張つてもらいたいというふうに思ひます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） ちょっと関連で、24号の件、請負契約。先ほど来から何人かの質問の中で、今の前段者もそうです。4万円下がただけの契約、これ当初、3月19日から、もう4億だ、4億だと。

その中でプロポーザル参加してくれた5人の先生方も、大学側の先生とかいろいろの中で、基本的なものの取組に関しては理解するものがあるんですよ。当然プロポーザルの中での意見収集はね。

ただ、この金額に関して、もう頭から4億円あるから、1社だけだからという問題もあるのかどうか。その中で4万円下げて、勝浦市の発注として、国からの2億円、勝浦市の負担金、そして先ほど浄化槽、公衆浄化槽の問題で1,000万円が890万円と。

そういう値段のものを考えながら、国からの補助金に対する勝浦市の補助金を出してのあれであれば、国全体1,000兆円からの借金をしょいながらであれば、猿田市政のときから言っているんですけど、各自治体もその辺の努力しながら国に向かい、そして事業を行う。そういうものであつてしかるべきだと私は思ひます。

そういうものを考えたときに、4万円下げたもので、仮契約した。そして実施になったら、どうなるんだつて、先ほど来から。実施でも、どれだけ下がるのかといつたら、1社しか来ないし、そんなもの、実施でどれだけも下げないです。

そして、温泉水の運搬。この辺も、設計屋は施主のため、また勝浦市のために設計するべきなんですよ。当時から議会でも、3月議会でも、もろもろ出ていたんであれば、その辺の経費、コストを十分考えてですね。もう指定管理のほうに委ねていたら、これは先ほど来から出てるように指定管理だつて、これは大変な話になるわけですよ。市長は補填しないと言っているんですけど。それを全部詰めたものが、設計の基本的な考えだと私は思っているんです。

そうしたときに、もう指定管理は知らないよみたいな話が聞こえてくる。その辺の詰め方が、これはやつてもらわなければいけないんだけど、どうも金額に対して甘いのかなと。

そして、この中には解体から、先ほど消費税の問題ありましたよ。解体も当然この中へ、ボーリングはもう別発注でなっているのかな。4億円以上の金がかかるのかどうか。そして備品関係、店舗のテーブルとか、営業すれば、管理者が冷蔵庫とかそういうのを見て。テーブルとか備品関係がどうなっているのか。エアコンなんかつくんでしょ。その辺のまた新たな補正を組む話であっては困るわけですよ。

その辺まで十分協議されたものの、考えの仮契約であるべきだと思し、これが勝浦市民にとっての、なるべく事業負担を少なくしながら、起爆剤として、どう向けていくかという話でなければいけないんです。

そして、この備品に関して、浄化槽は今、既存の中であると。環境汚染の問題はいろいろある中で、小湊あたりの浄化槽は、鯛の浦があるので、15ppmまで下げての排水なんです。このppmについて、既存を使うというから、そんなに下がっているのかなという面もあるんで、その辺はどうなのか。その3点ばかりお願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。まず、この金額について、甘いのかという御質問がございました。これにつきましては、発注仕様書とかに記載してございます。そういったところに基づきまして、提案者のほうで責任を持って積算しているというふうに理解してございます。そういった形で積算しているというふうに考えております。

あくまでも、今回出しているのが設計施工一括発注方式でございます。こちらから仕様、それから価格を提示して、こういったものをつくってください。お金はこれだけですよということで、提案者のほうで考えていただいたというものですので、それはそれで提案者側のほうで適正に積算されているというふうに考えております。

続きまして、備品の関係でございます。什器備品につきまして、先ほどちょっとリスク分担の話もしました。大きなものにつきましては、やらなきゃいけないというふうには考えております。また、テーブルとか椅子といったものにつきましては、検討中で申し訳ないんですけども、場合によりましては、指定管理者のほうにお願いしていきたいというふうには考えております。

続きまして、浄化槽の件でございます。浄化槽につきましては、先ほど申し上げましたとおり、放流先なども、これから考えまして、海の博物館からも、その辺につきましては随時、情報欲しい、協議してほしいといった話がございました。何と言っても、海中公園、自然がまずは観光資源というふうな位置づけであるというふうに私は思っておりますので、環境に負荷をかけないような形でやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 先ほど温泉を運ぶと、これは指定管理者の問題もあるんだけど、聞くところによると、温泉というのは、硫黄でも入れることはできても、それを希釈することというのは、温泉法でできないとあって、ちらっと聞いたんだけど、その辺まで設計のほうでですね。設計というのは、あらゆる施主の立場に立ち、私も端くれながら少しやっているんだけど、全てのものを網羅して、施主のほうに伝えるべき問題なんです。

何かその辺が足りないような気がして、しょうがないんだよね。後から後からって先ほどの話もあったんだけど、もう少ししっかりと、勝浦のためにこれだけの金使って、この事業をや

るんであれば、これが本当の起爆になっていくと私も信じているんで、賛成討論でもやっています。

その中で、何か設計屋、私よりでかい設計屋なんでしょうけど、どうであろうといいんだけどね。何かよく分からないんだよね。伝わってくるものが、ハートが伝わらないんです。勝浦市に対して、こうしてくださいというものが無いね。

そういう意味で、この温泉、この辺も後でいいんだけど、運ぶ、運ばないって、簡単にですね。運ぶのも金かかるんだけど、結局、鴨川の業者がミレーニアにタンクローリーで運んでいったという件も、何千万円かけて。その辺のランニングコストは非常にあるわけです。簡単に運ばないと。温泉が3月議会で出ていたから、しょうがないから運ぶのか分からないですよ。それはともかく、これはいいですよ。課長、十分検討して、本当に分かりやすく、もうやるんだから、もっとそこに詰めたもので。

そして備品関係の予算についても、私の考えは、やる業者がもうからなければ、勝浦市も損する。要するに、三者三様がみんな丸くウィン・ウィンで収まるのには、みんなが分かち合えなければ、できないんだ。どっかに負担していたんじゃ、やっぱりできないの。設計屋であろうと、みんながそれ一致団結、その方向に進まなければ、物事できないの。

そういう意味で、この備品関係も、とかく行政は何でもそうですよ。このキュステにおいたって、予算が決まるのも大変だったけど、後から追加で出すんですよ。役所の仕事って、常に後から追加で出して、ごまかしてみたいなという話になっちゃうけど、できなければ、後で追加で出して、補正で組んで出しちゃおうと。そういう考えでいくから、いつも。ないお金を一生懸命使うんであれば、市民のために最大限の効果が上がるものの考え方にしてもらいたい。

そして浄化槽に関して、分からなければ分からないでいいんだけど、これから海洋プラスチックの問題とかいろんな問題あるんでしょう。私も仕事柄、その辺の中で常に葛藤の問題あるんですけど、環境問題と自分の仕事の中で。ただ、このppmに関しては、勝浦市もせっかくあそこ、今、課長も言ったように自然が大事だというんであれば、その辺の装置、既存のものを使ってppmを落とすことがどうなのかとかあるんであれば、その辺を検討しながら。

ただ1点だけ、この4万円の問題というのは、仮契約といえど、相手は1社しか来てないから、これはいい按配だと思ったのか、私は分からないけど。普通、役所の仕事だって入札でやれば、みんな、85掛けとか多少なり努力し、中には、私も決算で審査したときも、75ぐらいの人もいたときもありますけど。その辺は、ちょっと甘いんじゃないかなと。向こうはこの仕事の中で、内訳書というのは出ていたんですか。

これ、坪単価からいっても、機械が幾らか知らないけど、1階部分が87坪ぐらい。150万円掛けると、1億3,000万円、坪単価ですよ。2階なんか倉庫ですよ、機械室だから、コンクリートで覆われた。多少なりの仕上げするの分からないけど。それが50坪で75万円かけたって、3,600万円、4,000万円ですよ。それで55坪、3階部分。これをやっぱり150万円掛けたら、8,500万円です。トータル、確かに2億5,000万円です。そのほかに機械設備を入れ、消費税を入れ、4億にどう。150万円ですよ、坪単価。

そういう意味から考えて、仕上げ分の床を石張ったって、5万円で張りついたって、2,000万円ぐらいです。470平米、そんな数字はどうだっていいんだけど。金額がどうなのかって、内訳的にですね。設計屋というのは設計単価でかくから、高いもの、常に。ただ、それを絞り込む

ことが、どこにあるのか。それが設計屋の施主に対する、勝浦市に対する思いで、ある程度は考えてもらうように。答弁は要らないから。やっぱりその旨は常に私、言ってきたつもりですよ、課長。これは市長にもそうです。それが、市民に対する思いの中の事業計画であってほしいなと思うんで、そういう思いからいったら、3億9,996万円というのは、私はおかしいと思う、あまりにもね。

もっと違うものであるべきだと思うし、今後、まだ仮契約だろうから、向こうの、企業版ふるさと納税じゃないけど、2,000万円ぐらいしてもらったほうがいいです。以上です。答弁は要らないです。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後1時01分 休憩

午後1時35分 開議

議 長 辞 職 の 件

〔13番 黒川民雄君退席〕

○副議長（磯野典正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の黒川民雄議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（磯野典正君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。吉清事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（磯野典正君） お諮りいたします。黒川民雄議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（磯野典正君） 御異議なしと認めます。よって、黒川民雄議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔13番 黒川民雄君入席〕

○副議長（磯野典正君） 前議長の黒川民雄議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。黒川民雄議員。

〔13番 黒川民雄君登壇〕

○13番（黒川民雄君） 退任にあたり、御挨拶を申し上げたいと思います。

令和元年4月21日に改選された後の5月20日の臨時議会におきまして、伝統ある勝浦市議会議長に、皆様の互選により当選させていただきました。このことは、私のこれまでの人生で、最も名誉なことでありました。と同時に、最も重責となりました。

振り返ってみますと、この2年間は、目まぐるしいスピードで過ぎていったというふうに感じております。特に昨年1年間は、これまでの経験や知識が全く通用しない新型コロナウイルス感染症との戦いでもありました。

しかし、皆様の御理解、そして御協力をいただき、市議会は一丸となって、コロナウイルスと戦うことができました。本当にありがとうございました。

今後におきましては議員として、市民の安心安全、そして住民福祉に努力してまいります。

これまで同様、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。退任の御挨拶といたします。大変お世話になりました。（拍手）

議 長 の 選 挙

○副議長（磯野典正君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（磯野典正君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（磯野典正君） ただいまの出席議員数は15人です。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（磯野典正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（磯野典正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（磯野典正君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。吉清事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（磯野典正君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（磯野典正君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（磯野典正君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に狩野光一議員及び渡辺ヒロ子議員を指名いたします。よって、両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

○副議長（磯野典正君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票0票、有効投票中、松崎栄二議員13票、寺尾重雄議員2票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、松崎栄二議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松崎栄二議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾の御挨拶をお願いいたします。松崎栄二議員。

〔9番 松崎栄二君登壇〕

○9番（松崎栄二君） ただいま議長選挙におきまして、議員各位の多くの御推挙を賜り、当選をさせていただきました松崎栄二でございます。もとより浅学非才な自分ではありますが、これまで先人たちの築かれた崇高なる勝浦市議会の伝統のために、自己研さんを積み、日々精進いたしながら務めてまいりたいと考えております。

今、世界の中で、コロナ禍の抑止が叫ばれている状況であります。この勝浦市も例外ではありません。

ということで、議員各位の皆さん、そして市長をはじめ執行部の皆さん方とともに、速やかな議会活動を進めてまいりたいと考えております。

どうか、これまで以上の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（磯野典正君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔副議長、新議長と交代〕

○議長（松崎栄二君） 副議長と交代いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時25分 開議

副議長辞職の件

〔6番 磯野典正君退席〕

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の磯野典正議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。吉清事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（松崎栄二君） お諮りいたします。磯野典正議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、磯野典正議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔6番 磯野典正君入席〕

○議長（松崎栄二君） 前副議長の磯野典正議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。磯野典正議員。

〔6番 磯野典正君登壇〕

○6番（磯野典正君） 副議長退任にあたりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

2年間、力不足ではありましたが、黒川議長とともに働かせていただきました。コロナウイルス感染拡大に伴い、大きく世界が変わった年に、副議長という大役を務めさせていただきましたことは、議員の皆様方の御協力、また、執行部の皆様方をはじめ、職員の皆様、さらには事務局職員の皆様方の御協力なくして、務めることはできませんでした。

改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

勝浦市議会に寄せられる期待と課題は大きいものがあります。この経験を生かし、これからも一議員として誠心誠意取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

副 議 長 の 選 挙

○議長（松崎栄二君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（松崎栄二君） ただいまの出席議員数は15人であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松崎栄二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（松崎栄二君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。吉清事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（松崎栄二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松崎栄二君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に狩野光一議員及び渡辺ヒロ子議員を指名いたします。よって、両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（松崎栄二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票15票、無効投票0票、有効投票中、戸坂健一議員13票、鈴木克己議員2票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、戸坂健一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました戸坂健一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾の御挨拶をお願いいたします。戸坂健一議員。

〔5番 戸坂健一君登壇〕

○5番（戸坂健一君） 就任にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、多くの皆様の御推挙により、この歴史ある勝浦市議会副議長に御選任を賜りました。この大変な時代にあって、改めて責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。まだまだ若輩の身であります。松崎議長をしっかりと補佐し、勝浦市議会、勝浦市政の発展に向けて尽力してまいります。

同僚議員、先輩議員の皆様におかれては、引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。（拍手）

議会運営委員の選任及び常任委員の選任

○議長（松崎栄二君） お諮りいたします。議会運営委員の選任及び常任委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任及び常任委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

○議長（松崎栄二君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 配付漏れなしと認めます。

議会運営委員の選任及び常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

議事日程の追加について

○議長（松崎栄二君） 市長から急施を要するものとして、監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、この際、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案を配付させます。

〔議案配付〕

- 議長（松崎栄二君） 配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松崎栄二君） 配付漏れなしと認めます。

議案上程・説明・質疑・採決

- 議長（松崎栄二君） それでは、議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、岩瀬義信議員が除斥該当であります。岩瀬義信議員の退席を求めます。

〔14番 岩瀬義信君退席〕

- 議長（松崎栄二君） 市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

- 市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、佐藤啓史氏が辞職したことに伴い、その後任に岩瀬義信氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

岩瀬氏の市議会での経歴につきましては、御承知のとおり、平成7年に市議会議員に当選以来、連続7期当選され、この間、議長、副議長等の要職を歴任されております。

その円満な人格と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

- 議長（松崎栄二君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

[14番 岩瀬義信君入席]

閉 会

○議長（松崎栄二君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時46分 散会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第24号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 議長の選挙
1. 副議長辞職の件
1. 副議長の選挙
1. 議会運営委員及び常任委員の選任
1. 日程の追加について
1. 議案第25号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員